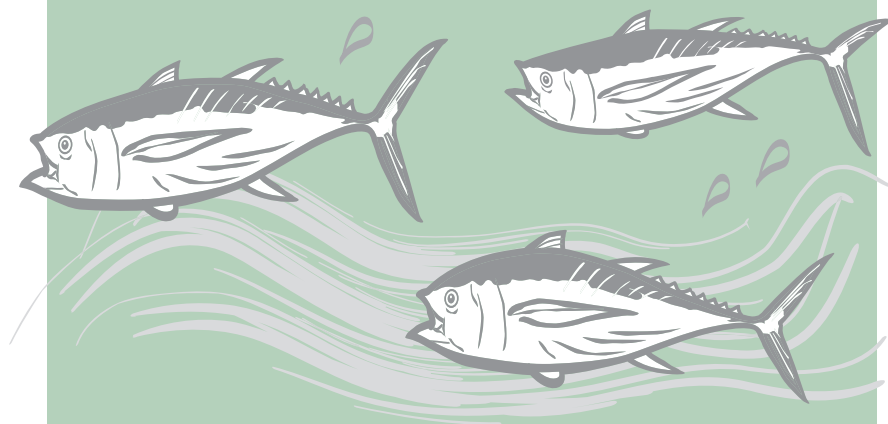


第5章

計画の実効性を 確保するための重点施策



第5章 計画の実効性を確保するための重点施策

塩竈の環境の改善に向けて、体系化された施策の方向ごとの具体的施策を計画的に推進していきます。そして、基本目標を達成するために優先的に取り組むべき施策や、市・市民・事業者が連携して実施する上で特に重要な施策、塩竈らしさや塩竈の環境を特徴づけるような施策を「重点施策」と位置づけ、重点的に取り組むこととします。

また、計画の実効性を確保するため、計画の期間(10ヵ年)を短期(初年度～3年度程度)・中期(4年～6年度程度)・長期(7年度以降)の3つの時期に分け、それぞれの施策における概ねの実施時期を設定しています。

凡 例	
.....	検討・準備期間
●	施策のスタート
————→	実施・供用期間

1. 水に親しむ空間の整備

概 要

市民が水辺に集い、安らぎ、水に親しむことができるような親水性の高い環境の整備をはじめ、散歩コースや海を見晴らせる場所など、水と親しめる空間を広げていきます。

また、既存の親水空間の情報を市民・事業者と協力して集め、その情報を広く市民と共有し、見過ごされている親水資源の利用を高めていきます。

施 策

施 策	実施時期		
	短 期	中 期	長 期
A. 塩竈の海を活かした水辺環境をつくる			
◇「海辺の賑いゾーン」の整備	————→	————→	————→
◇親水性の高い水路の整備	●————→	————→	————→
◇港奥部再開発事業の推進	●————→	————→	————→

※親水空間／川、用水路、池、湧水などの水辺に近づけて、水とふれあえる空間のこと。通常、水をとりまく樹木や通路などの空間も含む。

2. まちの緑の保全と活用

概 要

市内に残された自然・緑の保全を、規制等に加え、市民の保全意識を高めるなど多面的に展開していきます。

また、公共施設の緑化を率先して進めるとともに、緑化協定の締結など、市民一人ひとりの緑化への取り組みを呼びかけ、積極的に支援していきます。

さらに、身近な公園・緑地の再生を目指し、市民の意見や参加に基づいて既存の公園の魅力を高め、活用を図っていきます。

施 策

施 策	実施時期		
	短 期	中 期	長 期
D. 身近な都市の緑をつくる			
◇緑の基本計画の策定、推進		●	→
◇緑化協定 [※] 制度の導入		●	→
◇公園のリニューアル整備 [※]	→	→	→
◇公園維持管理協定 [※] の推進	→	→	→

※緑化協定／緑豊かな潤いのある居住環境の形成のために、地区の住民が一定のルールを定めて緑化を進めていくために結ぶ協定のこと。

※公園のリニューアル整備／市民が使いやすいように、市民の声を取り入れながら公園を再整備すること。

※公園維持管理協定／公園管理の一部を地域住民自らが引き、公園を活発に利用してもらうために地域団体と市が結ぶ協定のこと。

3. 歩いて楽しめるまちの創造

概 要

鹽竈神社、中心商店街、親水空間等、市内にある拠点空間を歩いてまわれるように、遊歩道や駐車場などの空間整備を進めていくとともに、市民・事業者の協力のもとまちの魅力を再発見し、それらの情報発信機能を充実していきます。

施 策

施 策	実施時期		
	短 期	中 期	長 期
B. 市民が楽しめる魅力ある港町をつくる			
◇「(仮称)歩いて楽しめるまち塩竈マップ」の作成、普及		● H18年	→
G. 伝統的な景観を守り、活用する			
◇身近なまちづくり支援街路の整備	→	→	→
◇「小さな博物館」運動の推進	→	→	→
◇文化財・史跡サイン及びガイドブックの整備	→	→	→

4. ごみの減量とリサイクルの促進

概 要

ごみの減量・リサイクルを市民や事業者との協働により進めるため、目標を定めて計画的かつ積極的に取り組みます。

そのために、ごみの減量や分別の徹底などを市民や事業者呼びかけていくとともに、事業者による店頭回収や地域での集団回収など、リサイクルを促進するための主体的な活動を支援していきます。

施 策

施 策	実施時期			
	短 期	中 期	長 期	
K. 廃棄物の減量とリサイクルを推進する				
◇ごみ減量化の普及促進	→			
◇地域等での集団回収の支援、推進	●	→		
◇家電製品・衣類などの不要品の再使用(リユース)の推進	●	→		
◇トレーなどの店頭回収の推進		●	→	
◇再資源化対策事業の推進	→			

5. 新エネルギー導入の推進

概 要

まちの特性を踏まえつつ、現況調査や計画の策定など、新エネルギー[※]導入の体制づくりを進めていきます。そして、太陽光パネルなどの自然エネルギー[※]を庁舎や学校などの公共施設へ計画的に導入していくとともに、浦戸諸島などにおいて、地域の特性を活かした新エネルギーの活用方法を検討していきます。

施 策

施 策	実施時期			
	短 期	中 期	長 期	
J. 省エネを推進し、自然エネルギーを活用する				
◇新エネルギービジョンの策定、推進		● H17年	→	

※新エネルギー／太陽熱・光・風力・波力などの自然エネルギー、オイルサンド、石炭液化・ガス化などの合成燃料、水素エネルギーなどの総称。世界レベルで資源の枯渇や地球温暖化が問題になる中、石油や原子力に変わる代替エネルギーとして期待されている。

※自然エネルギー／地球の自然環境そのものの中で、繰り返し生起している現象の中から得られる再生可能なエネルギーのこと。太陽エネルギー、地熱、風力、波力、バイオマス(生物エネルギー)など。

6. 環境に配慮した交通体系の整備

概 要

中心部の渋滞を解消し、自動車交通量の増加に伴う環境汚染物質の排出を抑制するために、JR駅や中心市街地を拠点とした市内循環バスや駐輪場の整備、バス・アンド・ライド[※]の推進などの施策を一体的に展開し、公共交通機関の充実・活用を市民の声をとり入れつつ推進していきます。

また、バリアフリーの推進などにより誰もが利用しやすい公共交通の整備を進めていきます。

施 策

施 策	実施時期		
	短 期	中 期	長 期
M. 環境に配慮した交通体系の整備を進める			
◇市内循環バス路線の整備・充実・		●	→
◇バス路線のダイヤの充実		●	→
◇サイクル・アンド・ライド [※] システムの整備	●	●	→
◇バス・アンド・ライドやノーマイカーデーの普及・啓発	●	●	→
◇バリアフリーの推進	●	●	→

※サイクル・アンド・ライド／バス・アンド・ライド／サイクル・アンド・ライドは、自転車でバス停・駅に来てバス・電車に乗り換えるシステム。バス・アンド・ライドは、バスで駅に来て電車を利用するシステム。公共交通機関の利用を促進することで自動車利用によるCO₂やNO_x、SO_xの排出を抑え、環境への負荷を低減することが期待できる。

7. 身近な環境問題を改善するしくみづくり

概 要

家庭やまちなかの事業所から生じる騒音や悪臭などの生活型公害の改善や廃棄物適正処理の徹底に向けて、環境問題へのきめ細かい対応と指導・啓発ができる体制をつくっていきます。

また、地区環境協定[※]の締結などにより、地域住民が地域の環境問題について目標を定め、市や事業者の協力を得ながら主体的に取り組めるしくみづくりを進めていきます。

施 策

施 策	実施時期		
	短 期	中 期	長 期
R. 廃棄物の適正処理を推進する			
◇環境指導員制度の導入	●	●	→
◇ごみ集積所環境整備の支援	●	●	→
X. 環境美化を推進する			
◇美化推進モデル地区等の指定、支援	●	●	→
Q. 空気や水をはじめとする環境質をより高める			
◇地区環境協定制度の検討			●

※地区環境協定／地区の環境保全を地域住民自らが行うために、最低限度の生活ルールをつくり、地域全体でそれを守りながら生活していこうとするもの。

8. 地域の教育力を活用した環境学習プログラムの充実

概要

地域の自然・文化や環境活動に取り組んでいる人々など、地域の教育力を活用した環境学習のプログラムを作成・充実し、学校における総合的学習の時間や社会・理科の学習に取り入れていくとともに、生涯学習としての活用も進め、まち全体の環境に対する意識の向上を図っていきます。

施策

施策	実施時期		
	短期	中期	長期
S. 環境教育・学習を推進する			
◇環境学習プログラムの作成、提供		●	→
◇小中学校総合的学習及び体験学習の推進		●	→
◇環境教育副読本の作成、活用		●	→
◇学校におけるビオトープの整備		●	→

※総合的学習の時間／小中学校で平成14年度から本格的にはじまるカリキュラム(高校もそれ以降)。教科の枠を超えて特定の主題に沿って総合的に学習を組織する教育課程・方法のこと。地域の人材・教材、特殊な知識を必要とする場合もあり、学校と地域、行政などとの連携が望まれる。

※生涯学習／乳幼児から老年までのその人間の発達段階に応じて、学校教育・社会教育などの枠を越えて行う学習のこと。基本的にはその人の自発的な学習活動が前提。

※環境教育／人間と環境の関わりを取り上げ、環境の重要性を理解・認識し、環境への負荷の少ない行動を取る必要があるという考え方を学校、家庭、職場などを通じて地域社会へ広げていく教育のこと。

9. 環境情報の交流を進める基盤づくり

概要

誰もが環境に関する情報を入手・発信でき、化学物質などの新たな環境問題についても情報がすみやかに伝わるような市民・事業者・市双方向での情報交流のしくみをつくっていきます。

そのために、塩竈の環境情報の拠点として、環境情報センターの整備を利用者の声を取り入れつつ進めていきます。

また、すべての市民が自らの興味・関心に応じて気軽に情報交流の場に参加し、意見が語られるしくみをつくっていきます。

施策

施策	実施時期		
	短期	中期	長期
T. 環境情報の共有化を進める			
◇環境情報センターの整備		● H16年	→
◇シンポジウムや協議会の開催、参加促進	→	→	→
◇環境情報誌など情報提供ツールの充実	→	→	→
V. 市、市民、事業者の協働体制のもと環境に関する各種活動を推進する			
◇「(仮称)環境基本計画推進協議会」の設置、活用推進	→	→	→
P. 環境汚染を未然に防止する			
◇わかりやすい環境情報の提供	→	→	→

10. 市民・事業者の参加・活動を促し、支援するしくみづくり

概 要

市民や事業者が環境活動に興味を持ち主体的に取り組んでいけるよう、啓発活動や情報提供を市民と連携して進めるとともに、経済的な支援や学習機会の提供などにより、環境NPO[※]・市民活動等の活動を多面的に支援していきます。

また、定期的な市民懇談会の開催や審議会など、市民が環境施策策定過程に参加できる機会の拡大を図っていきます。

施 策

施 策	実施時期		
	短 期	中 期	長 期
T. 環境情報の共有化を進める			
◇環境情報センターの活用推進		●————→	
U. 市民・事業者の環境に関する主体的な活動を支援・育成する			
◇環境活動サポートシステムの整備		●————→	
V. 市、市民、事業者の協働体制のもと環境に関する各種活動を推進する			
◇環境審議会委員等の市民公募、定期的な懇談会の開催	————→		

※NPO／営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。民間非営利団体(Non-profit Organization)。社会構造の複雑化により行政や企業では対応が困難な分野でNPOに対する期待が高まっている。

11. 環境配慮行動の推進

概 要

市民や事業者のモデルとなるよう市が率先して実行計画をつくり、環境配慮に取り組むとともに、市民生活と地球環境の結びつきや、生活の中で環境に配慮して取り組むべきことを発信していきます。

そして、市民が日常的に環境配慮に取り組めるよう、行動指針の普及に努め、広く市民に環境に優しいライフスタイルを呼びかけていきます。

また、環境優良企業の認証制度の導入など、事業者による環境活動を積極的に支援していきます。

施 策

施 策	実施時期		
	短 期	中 期	長 期
W. 環境に配慮した行動を推進する			
◇環境率先実行計画の策定、推進		●————→	
◇環境配慮行動指針の普及・啓発	●————→		
K. 廃棄物の減量とリサイクルを推進する			
◇環境優良企業の認証制度の導入		●————→	